

こ保運第1276号
令和4年11月16日

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

国の抗原検査キットを使用した集中的検査の実施と
保育・教育施設等職員への抗原検査キット配付について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数は、上昇傾向に転じる兆しが見えており、今後、第8波が到来する可能性もあります。そこで本市では、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部室による抗原検査キット等を使用した集中的検査の仕組みを活用し、保育・教育施設に従事する職員のみなさまを対象とした定期的な検査を実施することとしました。日々の業務における感染対策の一助となれば幸いです。

つきましては、**12月1日(木)から**、週1回、職員に対して定期的に検査を実施していただくようお願いいたします。（※1）

なお、今回の集中的検査の結果、陽性が判明した場合には、従来の新型コロナウイルス陽性者発生時の報告と併せてご報告いただきます。（※2）

検査に必要な抗原検査キットは国から提供され、対象施設に無償で配付します。**抗原検査キットの配付**については、**11月18日(金)以降**、本市から各施設に順次送付します。（11月末に送付が完了する見込みです。）（※3）

突然の配付となりお手数をおかけしますが、受領されましたら、検査を実施する職員へ配付をお願いします。

※1 集中的検査 実施期間と方法について

(1) 実施期間

令和4年12月1日～令和5年2月28日

(2) 実施方法

検査を実施する職員に抗原検査キット12個（週1回×3か月分）を配付し、各自が任意の曜日に検査を実施してください。

(3) 検査の対象となる職員

保育・教育施設に従事する職員（職位・職種は問いません）

抗原検査キットは、施設の定員数に応じて算出した配置職員数を基準として各施設に配付しており、全職員分に足りないことがあります。その場合は、**常勤職員を優先するなど、各園の実状に応じて**検査を実施していただくようお願いいたします。

裏面あり

※2 集中的検査 報告方法について

- (1) 報告が必要な場合
国から配付された抗原検査キットを使用して検査を実施し、**陽性が判明した場合**
- (2) 報告内容
施設名、検査実施日、陽性者数（人数のみ）
- (3) 報告方法
グループウェア（kintone）を使用して、本市へ報告していただく予定です。
（現在準備中のため、詳細は改めてご連絡いたします）

※3 集中的検査用 抗原検査キットの配付について

- (1) 抗原検査キットの配送について
 - ア 対象施設 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、特別支援学校（幼稚部）、各種学校（幼稚部）、病児保育事業受託医療機関
 - イ 配送日 令和4年11月18日（金）から、順次送付。
月～金（土・日・祝日を除く）
 - ウ 配送業者 ヤマト運輸株式会社
伝票の依頼主名は、「横浜市健康福祉局健康安全課」です。
 - エ 配送個数 おおむね施設の職員数×週1回×3か月分（12回）程度
※追加送付はありません。園児・保護者には配付しないでください。

【連絡先】 こども青少年局保育・教育運営課
大内・神馬 電話：045-671-3564